

令和4年6月16日

都道府県・指定都市

子ども会連合組織代表者様

事務局長様

公益社団法人全国子ども会連合会  
常務理事 山本 哲哉  
(公印省略)

共済規程の改正について

日頃は本会の運営にご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、早速ですが、6月10日の定時総会で承認されました共済規程の改正につきまして、各都道府県・指定都市子連に所属される単位子ども会、市子連等連合組織の皆様にもご連絡いただきますようお願いいたします。

記

改正点

1. 約款第4条共済金を支払わない場合の⑯
2. 成人が20歳から18歳に改正され得たことによる改正。

事業方法書、共済約款の該当箇所の改正。20歳⇒18歳。

3. 支払範囲の拡大

第7条に選定医療費を加える。

以上

添付資料を参照ください。

(担当 杉浦)

共済規程 新旧対照表（2022年5月総会を経て、2022年4月1日遡及適用予定）

I. 変更内容

下記の通り約款の第4条第1項に⑯を追加する。

変更案（変更点・・・赤字）	現 行
<p><b>【共済約款】</b> （共済金を支払わない場合） 第4条 当会は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害又は疾病に対しては、共済金を支払いません。</p> <p>① 共済契約者（注1）又は被共済者の故意又は重大な過失</p> <p style="text-align: center;">∩</p> <p>⑯ 安全共済会に加入している保護者、祖父母又は親族（注5）の同伴がない就学前3年までの乳幼児に、子ども会活動で発生した事故等</p> <p>⑰ 被共済者が学校管理下（注6）にある間に発生した事故等。ただし、被共済者が児童・生徒でない場合には、共済金を支払います。</p> <p>（注1）共済契約者が法人である場合は、その理事又は法人の業務を執行するその他の機関をいいます。</p> <p>（注2）群衆又は多数の者の集団の行動によって、全国又は一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。</p> <p>（注3）使用済燃料を含みます。</p> <p>（注4）原子核分裂生成物を含みます。</p> <p>（注5）保護者、祖父母又は親族は満20歳以上の者に限ります。</p> <p>（注6）学校管理下とは「独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付の基準に関する規程」に定めるところによる。</p>	<p><b>【共済約款】</b> （共済金を支払わない場合） 第4条 当会は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害又は疾病に対しては、共済金を支払いません。</p> <p>① 共済契約者（注1）又は被共済者の故意又は重大な過失</p> <p style="text-align: center;">∩</p> <p>⑰ 安全共済会に加入している保護者、祖父母又は親族（注5）の同伴がない就学前3年までの乳幼児に、子ども会活動で発生した事故等</p> <p>（注1）共済契約者が法人である場合は、その理事又は法人の業務を執行するその他の機関をいいます。</p> <p>（注2）群衆又は多数の者の集団の行動によって、全国又は一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。</p> <p>（注3）使用済燃料を含みます。</p> <p>（注4）原子核分裂生成物を含みます。</p> <p>（注5）保護者、祖父母又は親族は満20歳以上の者に限ります。</p>

（変更理由）

学校管理下にある時の障害又は疾病については、独立行政法人日本スポーツセンター振興センター法の定めるところにより、災害共済給付を受けることができるため。

## Ⅱ.変更内容

下記の通り事業方法書及び約款の4箇所の「20歳以上」を「18歳以上」とする。

変更案（変更点・・・赤字）	現 行
<p><b>【事業方法書】</b> （共済契約者の範囲及び共済金受取人） 第3条第2項の（1） （1）被共済者が子どもである場合は、当該被共済者の保護者（PTA・青少年教育団体共済法（平成22年法律第42号）第2条及びPTA・青少年教育団体共済法施行規則（平成22年文部科学省令第24号）第1条に規定する保護者をいう。以下同じ。）（ただし、被共済者が<b>18歳以上</b>である場合は、被共済者とする。）</p> <p>（補償の対象となる活動） 第5条第1項の（1） （1）子ども会の活動計画に基づき、1名以上の指導者（<b>18歳以上</b>の者に限る）又は育成会員の管理下にある活動</p> <p><b>【共済約款】</b> （用語の定義） 第1条「子ども会活動」の定義の① ① 子ども会の活動計画に基づき、1名以上の指導者（<b>18歳以上</b>の者に限る）又は育成会員の管理下にある活動</p> <p>（共済金を支払わない場合） 第4条第1項の⑮の（注5） ⑮ 安全共済会に加入している保護者、祖父母又は親族（注5）の同伴がない就学前3年までの乳幼児に、子ども会活動で発生した事故等 （注5）保護者、祖父母又は親族は満<b>18歳以上</b>の者に限ります。</p>	<p><b>【事業方法書】</b> （共済契約者の範囲及び共済金受取人） 第3条第2項の（1） （1）被共済者が子どもである場合は、当該被共済者の保護者（PTA・青少年教育団体共済法（平成22年法律第42号）第2条及びPTA・青少年教育団体共済法施行規則（平成22年文部科学省令第24号）第1条に規定する保護者をいう。以下同じ。）（ただし、被共済者が<b>20歳以上</b>である場合は、被共済者とする。）</p> <p>（補償の対象となる活動） 第5条第1項の（1） （1）子ども会の活動計画に基づき、1名以上の指導者（<b>20歳以上</b>の者に限る）又は育成会員の管理下にある活動</p> <p><b>【共済約款】</b> （用語の定義） 第1条「子ども会活動」の定義の① ② 子ども会の活動計画に基づき、1名以上の指導者（<b>20歳以上</b>の者に限る）又は育成会員の管理下にある活動</p> <p>（共済金を支払わない場合） 第4条第1項の⑮の（注5） ⑮ 安全共済会に加入している保護者、祖父母又は親族（注5）の同伴がない就学前3年までの乳幼児に、子ども会活動で発生した事故等 （注5）保護者、祖父母又は親族は満<b>20歳以上</b>の者に限ります。</p>

（変更理由）

民法改正（2022年4月1日施行）により、成人年齢が20歳から18歳に引き下げられるため。

### Ⅲ.変更内容

下記の通り約款の第 7 条第 1 項を改正する。

変更案（変更点・・・赤字）	現 行
<p>【共済約款】 （医療共済金の支払） 第 7 条 当会は、被共済者が第 3 条（共済金を支払う場合）の傷害又は疾病を被り、その直接の結果として治療を受けた場合は、健康保険等を適用した医療費総額（注 1）の 30%及び大病院（注 2）の選定療養費（初診及び時間外診療の自己負担分に限る）を医療共済金として被共済者に支払います。 ただし、平常の生活に支障がない程度になおった時以降の期間に対しては、医療共済金を支払いません。 （注 1）医療保険でいう 10 割分をいいます。 （注 2）一般病床 200 以上の病院をいいます。</p>	<p>【共済約款】 （医療共済金の支払） 第 7 条 当会は、被共済者が第 3 条（共済金を支払う場合）の傷害又は疾病を被り、その直接の結果として治療を受けた場合は、健康保険等を適用した医療費総額（注 1）の 30%）を医療共済金として被共済者に支払います。 ただし、平常の生活に支障がない程度になおった時以降の期間に対しては、医療共済金を支払いません。 （注 1）医療保険でいう 10 割分をいいます。</p>

（.変更理由）

- a. 診療所等からの紹介状がないまま大病院を受診した場合、初診料の他に 5,000 円以上（歯科は 3,000 円以上）が選定療養費として上乗せ請求される。また、一般病床が 200 床以上で許可病床が 400 床未満の病院においても初診時特別料金を取られることがある。更に時間外や休日に受診した場合にも、選定療養費として一定の金額（5,000 円程度が多い）が上乗せ請求されることがある。
- b. 子ども会行事は休日に開催されることが多く、仕方なく大病院を受診するケースもあり、現状請求 14 件程度あたり 1 件において上記選定療養費が発生している。
- c. よって、選定療養費のうち、「大病院の初診」「時間外診療」が発生した医療共済金請求については、その金額（自己負担額）を医療共済金として上乗せ支給する。